

1回限りの契約のつもりが… 定期購入だった?!

ネット注文は、最終確認画面で内容の確認を!

「初回特別価格」「定期縛りなし」など、お得感や解約保証を強調する広告につられて注文したところ、実際には複数回の商品購入が条件となる“定期購入契約”だったなどの理由により、1回の購入だけでは解約できないという相談が後を絶ちません。

事例1 スマートフォンを閲覧中、通常価格 10,000 円の商品が「初回限定 80%OFF」という広告が目に入り、1 回分 (2,000 円) のつもりで注文した。送られてきたのは3回分で、実際には、別途2本分の商品代金を通常価格で支払うことが購入の条件になっていたため、22,000 円を請求された。

事例2 SNS 上に白髪染めシャンプー「初回 500 円」「いつでも解約できます」という広告があり、販売サイトにアクセスして注文した。1本目が届き、すぐ解約手続きをしようとしたが、事業者の電話が込み合っていて繋がらず、10日後に2本 12,000 円分が届いた。返品したいと事業者に伝えたが「2回目以降は通常価格2本セットで返品不可と明記している」と断られた。



消費者トラブル防止のために

- ◇ サプリメント、美容・化粧品、健康食品などのネット注文は、広告だけでなく、注文完了ボタンを押す前に「最終確認画面」で契約の内容や解約条件を確認し、スクリーンショットで画面を撮影して保管しましょう。
- ◇ 最終確認画面では、定期購入が条件になっていないか、定期購入が条件の場合は、継続期間や支払うことになる総額などの契約内容を確認しましょう。
- ◇ 新聞など紙媒体の広告も、割引条件や返品条件などの表示を見落としがちです。小さな文字で書かれていることがありますので、しっかりと確認しましょう。



まずはお電話で!

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く